

「社会保険労務士による相談窓口」に係る設置期間の延長等について

〔令和2年12月14日〕
〔商工労働局〕

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされている事業者等を対象に、「社会保険労務士による相談窓口」を12月末まで開設しているところであるが、この度、国は雇用調整助成金の特例措置の期限について、令和3年2月末まで現行水準を維持したまま延長する方針を示し3月以降は段階的な縮減が想定されることから、本相談窓口の設置期間を3月末まで延長するとともに、相談ニーズ等の状況を踏まえ、相談窓口の体制を次のとおり変更する。

- ・ 設置期間を令和3年3月31日まで延長（雇用調整助成金の特例措置延長に伴う対応）
- ・ 相談日時（10時～16時）の変更（一日当たりの相談状況を踏まえた対応）

2 社会保険労務士による相談窓口**(1) 現在の相談体制**

概要： 労務の専門家である社会保険労務士が、休業手当の支給など労務管理に関する相談や、雇用調整助成金の申請手続きの助言等について対応。

設置期間： 令和2年5月11日～12月28日

設置場所： 広島県庁東館3階（県・商工団体合同相談窓口と併設）

相談員： 原則1名（社会保険労務士会から派遣）

相談日時： 9時～13時、14時～17時（平日のみ、昼休憩1時間）

主な相談： 雇用調整助成金に関すること（6割以上）

相談件数： 732件（5/11～11/30）

※ 最近の1日当たりの相談件数 約1件/日

(2) 変更内容

設置期間： 期限を令和2年12月28日から令和3年3月31日まで延長

※ 雇用調整助成金の特例措置の期限が令和3年2月末まで現行水準のまま延長し3月以降段階的に縮減される見込みであることから、3月末まで延長する。

相談日時： 10時～13時、14時～16時（平日のみ、昼休憩1時間）

※ 最近の1日当たりの相談件数が約1件/日程度であることから、開始及び終了時間を変更する。

（8月3.2件/日、9月1.2件/日、10月0.6件/日、11月：0.6/日）